

第5章 目標事業量と確保の方策

1 将来におけるこどもの数の推計

目標事業量の設定にあたって、計画期間におけるこどもの人口の推計を、コーホート変化率法※により行いました。

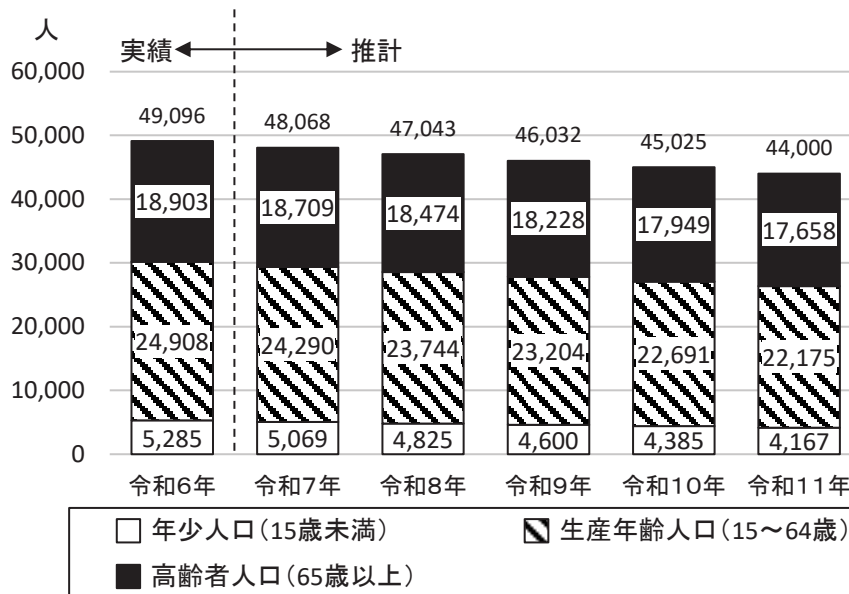
※すでに生存している人口については、コーホート（ある年齢層のかたまり）ごとに年々加齢していく人口を変化率を用いて求めると同時に、新たに生まれる人口については女性子ども比（20～44歳の女性に対する0歳児の比率）を用いて推計しています。

（1）将来推計人口

令和7年以降5年間の総人口における推計人口をみると、令和9年には46,032人、計画最終年の令和11年には44,000人まで減少するものと予測されます。

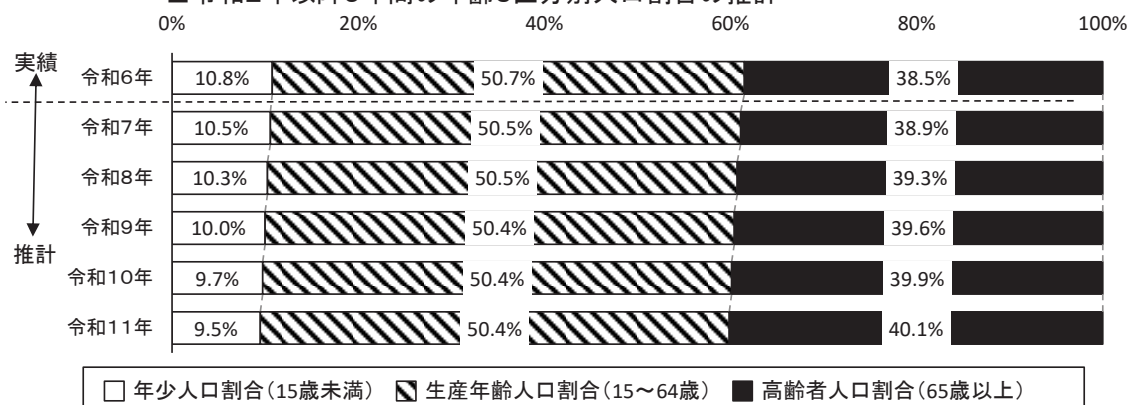
年齢3区分別人口割合の推移をみると、すべての年齢でも減少傾向が予測されます。

■ 令和2年以降5年間の人口推計



資料：住民基本台帳より推計

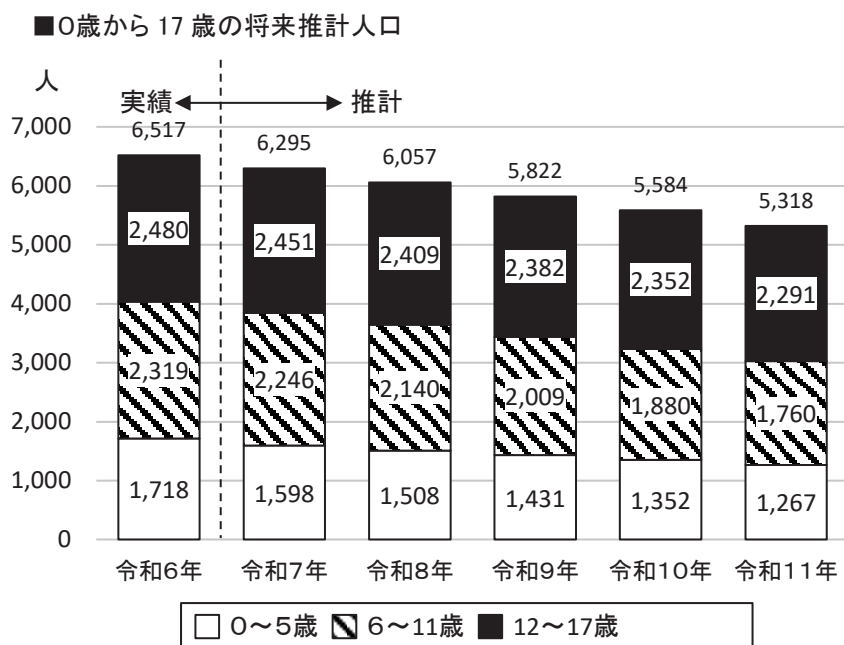
■ 令和2年以降5年間の年齢3区分別人口割合の推計



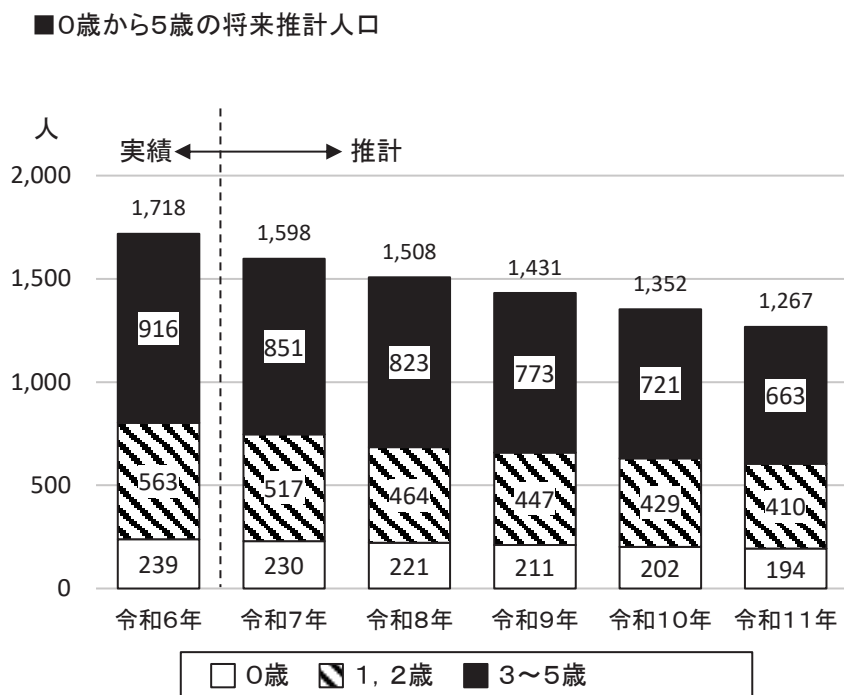
資料：住民基本台帳より推計

(2) 将来推計児童人口

本市の推計児童人口をみると、令和6年（実績）から令和11年にかけて、減少傾向で推移すると予測されます。



資料：住民基本台帳より推計



資料：住民基本台帳より推計

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 区域設定の趣旨

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（以下「基本指針」という。）では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、この教育・保育提供区域ごとに教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を定めることとされています。また、教育・保育提供区域は、認定区分（保育の必要性やこどもの年齢による、施設給付を受け取るための区分）や事業ごとに設定してもよいとされています。

(2) 浜田市の教育・保育提供区域

本市では、認定区分や事業ごとに、教育・保育提供区域を以下のように設定します。

区域名		地域	全市
区域数		5	1
教育・保	1号認定(3～5歳・教育)		●
	2号認定(3～5歳・保育)		●
	3号認定(0～2歳・保育)		●
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業		●
	地域子育て支援拠点事業		●
	妊婦健康診査		●
	乳児家庭全戸訪問事業		●
	養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業		●
	子育て短期支援事業		●
	ファミリー・サポート・センター事業		●
	一時預かり事業(幼稚園在園者対象)		●
	一時預かり事業(在園児対応型以外)		●
	延長保育事業		●
	病児・病後児保育事業		●
	放課後児童健全育成事業	●	
	子育て世帯訪問支援事業		●
	児童育成支援拠点事業		●
	親子関係形成支援事業		●
	妊婦等包括相談支援事業		●
	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)		●
	産後ケア事業		●

3 教育・保育の事業量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、幼稚園や保育所（園）等の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、認定区分ごとに目標事業量である「量の見込み」と事業の「提供体制」、その「実施時期」等を定めることとしています。認定区分は、以下のとおり1号、2号、3号の3つを設定します。

■認定区分と提供施設

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の学校教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が実施され、未移行幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業等の利用に係る「子育てのための施設等利用給付」制度が創設されました。

この制度は“①市町村の確認を受けた施設”を“②市町村の認定を受けたこども”が利用した際に要する費用を給付するものです。

本市では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、各利用施設にとりまとめた協力を依頼し、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取組を進めていきます。

(3) 各年度における教育・保育の量の見込みと確保体制

① 1号認定（2号認定のうち、教育希望の高い方を含む）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所（定員合計95人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所（定員合計105人）の提供体制があります。令和7年度は、私立幼稚園1か所が幼稚園型認定こども園へ移行する予定としており、令和7年度以降は公立幼稚園1か所（定員合計60人）、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所、幼稚園型認定こども園1か所（定員合計120人）で量の見込みを確保します。

単位(実人数/年)

		令和5年度(実績※)		令和7年度		令和8年度	
		利用者数		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		1号	2号(教育)	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		129	-	104	-	101	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	210	-	180	-	180	-
②-①		81	-	76	-	79	-

		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①量の見込		95	-	88	-	81	-
②確保の内容	特定教育・保育施設	180	-	180	-	180	-
②-①		85	-	92	-	99	-

※ 実績は5月1日現在

② 2号認定及び3号認定

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や実際の利用状況を踏まえた計画期間内における必要利用定員総数を、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和6年度現在、保育所（園）19か所（すべて私立。定員合計 1,020 人）、幼保連携型認定こども園 4 か所、保育所型認定こども園 3 か所（すべて私立。定員合計 560 人）の提供体制があります。なお、令和7年度は、保育所（園）1 か所（定員 20 人）が閉園、私立幼稚園 1 か所が幼稚園型認定こども園（定員 15 人）へ移行を予定しています。

単位(実人数／年)

	令和5年度(実績※)			令和7年度			令和8年度		
	利用者数			2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	865	490	154	712	429	132	689	392	127
②確保の内容	1,640			894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	1,640			894	508	173	894	508	173
地域型保育事業	0			0	0	0	0	0	0
②－①	131			182	120		205	162	

	令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①量の見込	647	385	121	604	376	116	555	366	112
②確保の内容	894	508	173	894	508	173	894	508	173
特定教育・保育施設	894	508	173	894	508	173	894	508	173
地域型保育事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
②－①	247	175		290	189		339	203	

※実績は10月1日現在

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 前提となる考え方

基本指針では、地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況と今後の利用希望を踏まえて、事業ごとに「量の見込み」と「提供体制」、「実施時期」等を定めることとされています。地域子ども・子育て支援事業とは、子ども・子育て支援法等に定められた、(2)に挙げる19の事業のことです。

(2) 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保体制

① 利用者支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- 母子保健機能と児童福祉機能を一体的に運営し、相談支援体制を強化した「こども家庭センター」において妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目のない相談支援を実施します。(こども家庭センター型)

<確保方策の考え方>

- 子育て世代包括支援センター内と子ども・子育て支援課内に「こども家庭センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的な相談支援を実施します。
- 子育て中の保護者の身近な相談先である地域子育て支援拠点や各関係機関と連携を図り実施します。

(こども家庭センター型)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保の内容	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※令和5年度までは母子保健型で実施

② 地域子育て支援拠点事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。ただし、両親ともにフルタイムで勤務している家庭については、利用率を半分程度に勘案して集計しています。

<確保方策の考え方>

- 現在は浜田市子育て世代包括支援センター内の「すくすく」、日脚保育園内の「ひなしっこクラブ」、三隅保育所内の「おひさま」、あさひ子ども園内の「あさひなないろクラブ」の計4か所で実施しています。子育て中の親子に対する子育て相談や育児に関する情報提供、各種教室の充実に引き続き努めます。

単位(人回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	22,754	20,898	19,980	20,011	20,007	19,967
確保の内容	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

③ 妊婦健康診査

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- 年間の妊娠届出見込み数に、国の示す望ましい受診回数である14回のうち過去の平均利用回数を乗じて算出した健診回数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- 下記の確保の内容により、できるだけ早く妊娠届ができるよう周知に努め、県内の医療機関のほかに、里帰り分娩にも対応して県外の医療機関委託や償還払いを行い、適切な健診を受けられるよう今後も努めます。

単位(人、回/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の 見込み	対象者	255	232	221	212	204	196
	健診回数	2,841	2,681	2,560	2,451	2,354	2,269
確保の 内容	実施場所	※1	医療機関				
	実施体制	※2	個別に実施				
	検査項目	※3	血液検査、尿検査等決められた項目				
	実施時期	※4	随時				

※1 医療機関 ※2 個別に実施 ※3 血液検査、尿検査等決められた項目 ※4 随時

④ 乳児家庭全戸訪問事業（赤ちゃん訪問事業）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳児の将来推計人数を必要な対象人数（年間実人数）とみなし、量の見込みを設定します。

<確保方策の考え方>

- ・保健師・看護師等により、生後4か月までの乳児のいる原則すべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行っています。実施にあたっては、関係機関や地域の支援者等と連携して事業の推進を図ります。

単位(人/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		246	209	203	195	188	182
確保の内容	実施体制	※1	保健師・看護師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師・看護師等が訪問 ※2 浜田市

⑤ 養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・養育支援訪問事業については、過去の訪問実績を踏まえた年間対象者数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・養育支援訪問事業については、赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問します。
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（要保護児童対策地域協議会）については、児童虐待の防止・早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。

■養育支援訪問事業

単位(人/年)

		実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		96	87	82	78	74	69
確保の内容	実施体制	※1	保健師等が訪問				
	実施機関	※2	浜田市				

※1 保健師等が訪問 ※2 浜田市

⑥ 子育て短期支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・対象となるこどもの年齢等に応じて、児童福祉施設等や里親と連携を図りながら対応します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	7	6	6	6	5	5
ショートステイ	7	6	6	6	5	5
トワイライトステイ	0	0	0	0	0	0
確保の内容	0	6	6	6	5	5
委託施設等の数	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所	19 か所

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・0歳から小学校卒業までのこどもの将来推計人数と現在の利用状況を踏まえた年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・事務局を継続して1か所設置します。今後も会員同士の交流会や事業周知のための説明会の開催、シルバー人材センター等類似のサービス提供団体との連携により、協力会員の確保に努めます。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	611	578	574	569	562	556
就学前	291	273	283	296	307	317
就学後	320	305	291	273	255	239
確保の内容	611	578	574	569	562	556
協力会員数	219	212	210	208	206	204

⑧ ア. 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で実施しています。今後は、私立幼稚園1か所が令和7年度に幼稚園型認定こども園へ移行する予定であるため、公立幼稚園1か所、私立幼稚園1か所、幼保連携型認定こども園4か所、保育所型認定こども園3か所の計9か所で量の見込みを確保します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246
確保の内容	15,734	13,950	14,436	14,508	14,479	14,246

イ. 一時預かり事業（在園児対応型以外）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内26か所で実施しており、今後も現状の体制を維持します。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	953	861	861	866	868	862
確保の内容	953	861	861	866	868	862

⑨ 延長保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内24か所で実施しており、未実施施設においても利用者のニーズに対応した実施を検討します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	445	385	345	311	279	249
確保の内容	445	385	345	311	279	249

⑩ 病児・病後児保育事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・令和3年度に浜田市田町に浜田市病児・病後児保育室（「びいびくのおへや」）を設置し、市内1か所で実施しています。運営には、指定管理者制度を導入し、民間事業者の能力を活かして事業を進めています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業の活用による病児・病後児の預かりについても、引き続き普及を図ります。

単位(人日/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	243	217	215	215	213	210
確保の内容	243	217	215	215	213	210
病児・病後児保育事業	241	215	213	213	211	208
ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2	2

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

◆放課後児童クラブの量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・アンケート調査による就学前のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を踏まえた年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・現在は市内14校区19クラブで実施しています。放課後子ども教室との一体的な実施や、小学校の余裕教室等の活用、支援員の資質向上など、こどもの健全育成に適う放課後児童クラブの整備を質・量ともに進めます。また、民間活力の積極的な導入も進めます。
- ・確保の内容では利用定員総数を示しています。

単位(人／年)

区域	項目	実績	目標事業量				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
市全域	量の見込み	771	831	818	799	790	799
	低学年(1～3年生)	625	660	651	636	627	636
	高学年(4～6年生)	146	171	167	163	163	163
	確保の内容	925	915	915	915	915	915
浜田地域	量の見込み	573	625	614	601	595	601
	低学年(1～3年生)	473	505	497	487	481	487
	高学年(4～6年生)	100	120	117	114	114	114
	確保の内容	685	655	655	655	655	655
金城地域	量の見込み	60	68	67	65	64	65
	低学年(1～3年生)	49	51	50	49	48	49
	高学年(4～6年生)	11	17	17	16	16	16
	確保の内容	80	80	80	80	80	80
旭地域	量の見込み	43	45	45	44	43	44
	低学年(1～3年生)	32	34	34	33	32	33
	高学年(4～6年生)	11	11	11	11	11	11
	確保の内容	40	60	60	60	60	60
弥栄地域	量の見込み	24	18	18	17	17	17
	低学年(1～3年生)	14	13	13	12	12	12
	高学年(4～6年生)	10	5	5	5	5	5
	確保の内容	20	20	20	20	20	20
三隅地域	量の見込み	71	75	74	72	71	72
	低学年(1～3年生)	57	57	57	55	54	55
	高学年(4～6年生)	14	18	17	17	17	17
	確保の内容	100	100	100	100	100	100

◆放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携等に関する考え方◆

＜放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画＞

- ・一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室については、令和11年度に2か所の設置を目標に整備を進めます。

＜事業実施に係る教育委員会と福祉部局の連携に関する方策＞

- ・市の関係課や学校関係者、PTA 関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者等から構成される「はまだっ子共育運営委員会」により、効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けた協議を行います。

＜小学校の余裕教室等の活用に関する方策＞

- ・学校教育に支障のない範囲で活用できる余裕教室が生じた場合は、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用ができないか小学校と協議を行います。

＜放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組＞

- ・放課後児童クラブの開所時間は、平常授業日は放課後から午後6時まで、土曜日や夏休み等長期休暇期間中は午前7時30分から午後6時となっています。いずれの開所日においても午後6時30分までの延長利用を実施しており、引き続き取り組みます。

＜特別な配慮が必要な児童への対応＞

- ・放課後児童クラブの利用申請において、受け入れ体制の目安となる基準づくりを進め、特別な配慮が必要な児童が安全・安心に過ごせる環境づくりを検討します。また、支援員等に研修等の機会を設け、特別な配慮が必要な児童への対応等の理解促進を図ります。
- ・放課後子ども教室については、児童の状況、実施環境、サポート体制等を勘案しながら、受け入れについて調整を図ります。

＜地域との連携と積極的な情報発信＞

- ・放課後児童クラブや放課後子ども教室におけるプログラムの実施や、放課後子ども教室における見守り等において、クラブと地域住民、関係機関、保護者等とが一層連携を図るための仕組みづくりを推進します。
- ・児童にとって、最善の放課後環境を検討・選択できるよう、事業内容、各クラブの概要、活動内容等の情報の積極的な公開に努めます。

■放課後子ども教室と一体型クラブの整備計画

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
放課後子ども教室	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所	15 か所
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	2 か所

⑫ 子育て世帯訪問支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人／年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		25	24	23	22	21
確保の内容		25	24	23	22	21

⑬ 児童育成支援拠点事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人／年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		21	20	19	19	18
確保の内容		21	20	19	19	18

⑭ 親子関係形成支援事業

事業実施については、検討中

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位(人/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		2	2	2	2	2
確保の内容		2	2	2	2	2

⑮ 妊婦等包括相談支援事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・令和6年度まで「伴走型相談支援」として実施していた事業について、令和7年度より「妊婦等包括相談支援事業」として創設され、引き続き事業を継続実施します。支援した年間実利用回数の見込みを量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。

単位(回/年)

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		696	663	636	612	588
確保の内容		696	663	636	612	588

⑩ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・新規事業のため、アンケート調査や市の統計による関連する数値から利用状況を想定した年間実利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。

<確保方策の考え方>

- ・新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。

単位（人日／月）

	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	10	9	9	8
確保の内容		10	10	9	9	8

⑪ 産後ケア事業

◆量の見込みと確保方策の考え方◆

<量の見込みの考え方>

- ・出産後1年以内の産後ケアを必要とする者を対象とし、心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。産後ケア事業を利用した年間の延べ利用人数の見込みを、量の見込みとして設定します。（令和5年度から利用回数の上限が4回から7回に変更）

<確保方策の考え方>

- ・宿泊型については新規事業のため、量の見込に対応する確保の内容を予定します。
- ・地域の助産院へ委託し、出産後1年以内の産後ケアを必要とする者に対し、産後も安心して子育てができるよう心身のケアや育児のサポート等決め細かい支援を実施します。

単位（人日／年）

宿泊型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		10	9	9	8	8
確保の内容		10	9	9	8	8

単位（人日／年）

デイサービス型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	518	627	603	575	551	530
確保の内容	518	627	603	575	551	530

単位(人日／年)

アウトリーチ型	実績	目標事業量				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	29	28	27	25	24
確保の内容	36	29	28	27	25	24

⑱ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。事業の実施については、今後検討していきます。

⑲ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。事業の実施や具体的な取組内容については、今後検討していきます。

5 教育と保育の一体的提供に向けた市の考え方

(1) 認定こども園設置に関する方針

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。現在本市では、保育所型認定こども園を浜田地域の日脚保育園とうみかぜこども園、弥栄地域のやさかこども園計3か所、幼保連携こども園を浜田地域のこくふこども園、みなとこども園、ながさわこども園、旭地域のあさひこども園計4か所で設置しています。また、令和7年度には夕日ヶ丘聖母幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行を予定しています。
- ・国では、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけをもつ「幼保連携型認定こども園」の普及を進めています。本市においても、利用者のニーズを勘案しながら、各教育・保育施設と協議を進めていきます。

(2) 質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針

- ・本市における幼児期の教育・保育は、幼稚園（公立1か所、私立1か所）、保育所（園）（私立19か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）で提供しています。令和7年度以降は、幼稚園（公立1か所）、保育所（園）（私立18か所）、保育所型認定こども園（私立3か所）、幼保連携型認定こども園（私立4か所）、幼稚園型認定こども園（私立1か所）で提供していきます。
- ・浜田市幼児教育センターに配置している教育専門員及び幼児教育アドバイザーを保育所（園）、認定こども園、幼稚園の研修に職員を派遣するなど、質の高い教育・保育の提供を進めていきます。

(3) 幼・保・小連携に関する方針

- ・現状は、公立幼稚園と小学校の教職員の組織的交流や、各地域において幼稚園や保育所（園）、認定こども園と小学校とで運動会や行事、体験活動等での交流が行われています。
- ・小学校入学に際して不適應を起こさず、就学前教育と小学校教育の円滑な接続がなされるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園・小学校の職員同士が一堂に会した研修会の開催や互いの教育内容や指導法等の理解を深めるための取組を推進していきます。